

## 日本労働年鑑 第25集 1953年版

The Labour Year Book of Japan 1953

## 第二部 労働運動

## 第一編 労働争議

## 第一章 争議の大勢

## 第一節 概況

一九五一年の日本の労働運動をふり返って見て、まず誰もいやおうなしに感ずるのは、日本国民すべての上ますます濃くおおいかぶさって来た戦争と再軍備の黒い影であろう。そしてこのような方向に向った内外の政治の動きに抗して、日本の労働者階級は国民の抵抗の軸として強弱の差はあれほとんど一様に平和と独立の旗じるしを掲げて力強く前進したのである。このことは多くの主要労働組合の春の全国大会における全面講和など平和四原則の採用、夏以後における平和推進国民会議の活動、秋の全国大会における講和安保両条約の批准反対の決議など、さらにもっと端的には港湾ストライキ(とくに全港湾大阪支部宣言)、PD工場のサボタージュやデモ(たとえば日本タイヤ赤羽、富士モーター)などからも十分に見てとることができるが、平和擁護、再軍備反対、全面講和というような高度に政治的な色調が組合の所属の差異をこえ一貫してこの年の労働運動を彩ったことは注目に値することであった。

労働争議の動きについては、この年の争議が圧倒的に賃上げ闘争を中心とする「純経済闘争」であったといわれているが、実はこの「純経済闘争」の背景には戦争と関連する右に見たような著しく政治的な動きがあったのであり、両者は不可分に結び合っていたことを忘れてはならない。というのは、この年日本の労働者が久方ぶりの沈滞と低調さをやぶって積極的な賃金闘争を中心に活発な運動を展開して行ったことの基礎には、朝鮮における戦争勃発以後の労働者階級の生活の困難化と労働条件の悪化とがあるからであり、またもともと現在の統治方向と政策とは賃金の低さと不可分の関係をもち、この低い賃金をおしのけることは平和を守り再軍備(軍備拡張)を阻止する重要な手がかりであり、単なる経済闘争でも極めて政治的なものにならざるをえないからである。

ともかく本年の労働争議はレッド・パージ後の沈滞とうって変わった活発さをあらわした。一九四八年後半期以後、統計面において低調化をはずけて来た労働争議は、この年に入るとともに活発に攻勢に向い、その規模を著しく拡大し、争議参加人員は増大し、資本攻勢をおしかえす強力な実力行使をもってその要求を積極化し、賃上げ闘争は一年を通じてほとんど間断なく広汎に展開されて行ったのである。しかもこのような積極的運動が、多く大衆の中で準備され、大衆自身による下からの広汎な闘いとして昂揚したのは、注目すべきことであった。参加人員の拡がりについても、労働争議参加人員の組織労働者総数に対する比率は、総争議では前年の四一%に対して五一年は六八%、作業停止争議では前年の一三%に対して五一年は一六%を占めている(労働省、速報、一九五一年一二月号)。

五一年の労働争議の波は、大きくみて、炭労争議に始まり四月に最盛期をもった長期かつ波状的な春季攻勢と、十一月を頂点とし越年闘争にひきつがれた比較的集約された秋季攻勢の大うねり

との二つの山を持った。終戦来各年の労働攻勢は、四六年の一〇月闘争四七年の二・一スト、四八年および五〇年の三月闘争と、それぞれ代表的な一つの山を持っていたのに対して五一年は大きな二つの山を持ち、しかも四七年以降いずれも春に闘争が集中していたのに対して秋に春以上の力強い盛り上がりが見られたことは、この年の争議に特徴的なことであった。

以下、五一年の労働争議の推移を、時期を追って概観してみよう。

前年末の越年闘争が一応片づいたあと、一月に入ると、年末から持越しの炭労の賃金改訂交渉や、電産、日通の賃金改訂、私鉄の退職金などの調停が未解決のまま継続していたが、表面にあらわれた所ではいずれもまだ争議行為を伴うに至らず、そのため全般的に争議が急減しているのみならず、争議行為を伴った争議および作業停止争議については戦後最低の記録を示した。しかしすでに注目すべき傾向として、物価の騰貴を反映する賃金増額要求が争議要求事項の中で首位を占めるに至っており、春以後の賃上げ攻勢の伏線を見ることができる。

朝鮮戦争の労働者階級に対する影響は、勃発後半年にして早くも深刻にあらわれて来た。ドッジ・ライン下のいわゆる安定恐慌や「中だるみ」の焦燥の中で、朝鮮における戦争の勃発は財界の一部によって「天佑」として「干天の慈雨」として迎えられたが、それは国民にとって何をもたらすかが、次第に明らかになって来たからである。朝鮮戦争による特需あるいは「日米経済協力」による新特需によって一部には賃金が上り、労働者階級もこれで潤ったということがいわれているが、事實は決して賃金を引上げてはいない。朝鮮戦争が始まってから鉱工業生産も物価も飛躍的に上昇したにもかかわらず賃金水準はかえって低下し、政府統計によっても国民所得の中に占める勤労所得（この中には重役の給与まで入っているから勤労者の所得は一層低い）の割合は低落している。一九三四年を一〇〇とする消費水準をとっても、五〇年の平均七三・〇%に対して五一年一―三月は六五・七%になっており、職階制賃金の拡大のために大衆の賃金水準はこの平均水準よりずっと低くなっていることを忘れてはならない。さらに実質賃金の低下を表面的にこの程度に止めているのは、労働時間の延長や作業中の緊張要求の強化などによる著しい労働強化があったからである。すなわち製造工業における一人一ヵ月当り労働時間は、五〇年一月を一〇〇とすれば一二月には一一五・五へ増大し、とくに機械器具工業では一二二・五へと激増している。また朝鮮戦争以後広汎に利用されている臨時工は常傭工をも牽制して一層の賃金低下と労働強化の傾向を強めた。さらに特需や新特需に与らない一部の産業では逆に経営が破綻の淵にのぞみ、賃金は切下げられ、遅配欠配が広まった、このような事情こそ、二月の炭労の闘争から始まる春季労働攻勢を生み出し、特需や新特需の産業も、それ以外の産業もふくめて賃金闘争を中心とする広汎な拡がりとな多数の参加人員を出して行った直接の原因であった。

口火を切ったのは二月一日闘争宣言を発した炭労であり、四八年末以来懸案のベース・アップを強硬に要求した炭労大手四社共闘は二月七日から無期限ストに突入した。この闘争は山元の労働者の切実な要求の基礎の上にゼネストとして、期間も十余日の長期にわたり、また北海道、九州、常盤と全国的に波及し、GHQ、政府などの勧告をけり、第三者の介入を排して経営者側と終始直接自主的交渉をつづけて一応その目的を達した（二二日までに四社、他は三月七日までに妥結）。

炭労ストを主力とする作業停止によって、二月の労働損失日数は二二一万日に達した。この数字は前年の三月闘争と四六年の一〇月闘争について大きく、四八年の三月闘争（全官公）より一〇万日ほど多い。

炭労につづいて電産も、賃金改訂を要求して二月一六日会社側に実力行使を通告し、一八日から地方ごとに事務スト、電話交換拒否定時退社、時間外勤務拒否などの同盟怠業を実施した。これに

対して三月初、中労委の調停案が出されたが、月末から再び事務ストに入り、四月三日、六日、九日と三次にわたって全国二四カ所に電源ストを敢行し、一〇日、新賃金ベース、臨時給与金、退職金について協定が成立した。

日通は一月末以来越年資金残額を枠外にする交渉をつづけ、二月末に闘争展開指令を出し、三月二十九日には二四時間ストに入る予定であったが、同日原則的了解に達した。この他、私鉄、全自、全港湾、合成化学、国鉄、全繊維部門、などが要求を提出したり、交渉に入ったりしたのに応じて、三月三〇日には総評および全闘は春季闘争声明を発するに至った、

こうして四月に入ると、前述の電産ストの他に、上旬、全港湾、昭和電工が、中旬には東芝、全自動車傘下のいすゞ、トヨタが、さらに下旬には全鋳が、それぞれ賃上げを要求してストに入った。

全港湾は賃金最低二割増の要求で一日に大阪港(無期限スト)、一四日に神戸港(無期限スト)と名古屋港(二四時間スト、つづいて無期限スト)が実力行使に立上り、いずれもほぼ要求を貫徹して四月中旬解決した、昭和電工労組は同じ合成化学傘下の日本化薬、東亜合成などの闘争と並んでベース改訂を中心として三日からストに入り、昭和電工労連未加盟の昭電川崎をもまきこんで同労組は一三日二四時間ストを実施した。全鋳では一九日六企業連に対し二七日以降の全山一斉ストの準備指令を出し、二七日から二十九日にかけて四社は無期限スト、一社は二四時間ストに入った。これら実力行使に入った大労組の他に、この月にはベース改訂あるいは退職金問題をめぐって国鉄、海員、私鉄などが中労委(国鉄は中央調停委)に調停申請を行った。

月末には、右のような電産その他の実力行使を伴う賃上闘争を中心として広範囲な労働攻勢が進められているさ中に、第二二回メーデーの皇居前広場使用が禁止された。この月には又、全造船、全専売の大会に始まり、電産、私鉄、日教組、炭労などの大会が開催されて、新しい運動方針が決定した。三月の総評第二回大会において再軍備論争が展開され、国際自由労連への加盟が否決されたが、この五月の各組合大会では講和問題が活発に討議され、ほとんどの主要労組は平和四原則を確認した。

五月の争議は、前月から繰越された全鋳、全自、全港湾など争議行爲を伴う争議がいずれも上旬に解決し、大規模争議の新規発生はなかった。全鋳傘下で同盟罷業中の日鋳、別子、同和は八日に、太平、古河は一日に妥結し、その他の中小企業もほとんど同期間に解決した。全港湾では、未解決の東京港が四日妥協、門司港は三日に新たに無期限ストに突入して七日に解決を見た。しかし争議行爲を伴わない争議として、海員と国鉄の新賃金問題が調停にかかったままであり、全繊維関係の綿紡部会、化繊連、全羊労連、全蚕連が新賃金問題で経営者側と団体交渉に入っている。鉄鋼労連傘下の各組合はベース・アップで一日に闘争宣言を発した。

六月は前月にひきつづいて組合大会シーズンで、国鉄、全国ガス、自治労協、全日通、私鉄総連、全生保などの大会が開かれ、大多数の組合は平和四原則ないし三原則を支持した。

二月の炭労に始った春季賃上闘争は、金属鋳山、自動車、鉄鋼、海員、繊維をへて、六月には私鉄争議に引きつがれた、前月から繰越の国鉄、海員の賃上争議はいずれも調停が成立し、繊維関係では綿紡部会のみ妥結したが、化繊、羊毛、蚕糸は交渉難航し、化繊の東洋レーヨンは一八日同盟罷業に入った。私鉄総連は三月以降賃上に対する中労委の調停案を大会において拒否と決定、七月下旬に波状ストを決行することになった。

七月における主要な争議は羊毛労連および私鉄総連のいずれも全国的規模をもったベース・アッ

ブの同盟罷業であった。全織のうち化繊連の争議は七月に入って各社とも賃上げ妥結し、ストを実施した東洋レーヨンも一三日に解決したが、羊毛労連五社は斡旋成立せず一―一―二日および一八―二〇日と二回にわたって二四時間ストを決行し、全蚕労は九日けつ起大会を行って下旬には各社ごとに賃上げ要求を提出した。

春季攻勢の引きつぎとして最後をかざったのは私鉄総連の大規模なストである。六月下旬、調停案をけてスト宣言を発したのち、七月一二日中央交渉がもたれ、組合側二〇%増、経営者側一四%を固執して決裂したが、その後各地労委の斡旋によってスト予定六一社のうちスト予定日たる七月二二日以前に一八社が妥結した。しかし関西では二二日京阪神、南海、近鉄など一七社がストに入り、二三日には関東で京成、東武、鹿島参宮などがストに突入、大部分は同日中に妥結したが、東武は二九日に第二次二四時間ストを実施し同日夕刻一八%賃上げで妥結した。この後、八月三日、岡山バスの妥結を最後として私鉄争議は終り、またこれをもって二月以来のベース・アップ闘争も一段落した。

二月の炭労から七月の私鉄に至る春季労働攻勢は、二・一ストや三月闘争にもおとらぬ拮かりをもち、朝鮮戦争勃発いらい最大の人員を実力行使に動員し、積極的な賃金闘争として大規模に闘われ、全体として二〇%の賃金引上げを獲得した。しかもその要求は例外なく大衆の中で準備され、下からの大衆自身の盛り上りによって広汎に強力に闘われた、九〇%に上る日通のストライキ投票はこのことを端的に示している。またこの闘争は総評の指導下に行われた最初の大規模な攻勢であること、そして大衆の盛り上りがとくに総評系の組合では今までに見られないほど顕著にあらわれたこと、は注目に値する。しかし闘争がこのように大衆的な実力をもって行われ、しかもその要求が賃上げという共通な要求であったにもかかわらず共同闘争が組まれずに産業別、企業別に孤立分散して闘われ、ストの山が組合ごとにずれ、数ヵ月にわたって波動的になしきりにされたこと、そのためにまた解決の仕方も成果も大衆の真の要求とかげ離れたものに終った点の少ないことを忘れてはならない。またこれらの闘争が多くは名目的なベース・アップに局限され、したがって実質的には何ら待遇の改善にはならず、労働の強化や職階制の下では逆に実質賃金の引き下げに終った場合も少なかった。これらの反省が、秋季にさらに春以上の力で闘争をくりひろげさせる重要なテコとなったのである。また、春の賃金闘争のもつ政治的な意義も、大衆によって初から意識されていたわけではなく、闘争の過程を通じて次第に明らかにされて行つたのであり、戦争に対する意識的な反撃の芽生えがその中で急速に成長して行つたこと(富士モーターその他のPD工場における争議、港湾ストに対する全港湾大阪地方支部の闘争宣言、等々)、労働者階級の国際的連帯性が争議を通じて具体的に示されたこと(名古屋港湾ストに対するアメリカ船員の激励、神戸港におけるイギリス船員のサボとの交流、等々)、組合幹部に対する下部大衆の不満が強いエネルギーで下からつき上げられたこと(炭労ストにおける中闘不信認のうごき、大衆にはからずに会社案を呑んだ自動車会社連合会中闘に対する大衆の幹部不信認決議、総評系組合員の上部指導拒否、等々)、部分的ながら共同闘争への努力が下から起され、不十分ながら結実をみたこと(神奈川、東海地方等、全港湾の阪神名ストに対する日通、海員、倉庫労働者の協力、等々)などは春季攻勢の生み出した重要な芽であった。

七月には新たに夏期手当の要求を中心とする争議が増加した。夏期手当は相当広く各産業にわたって要求が出され、国鉄は団体交渉を行って二〇日から二四日まで定時退庁その他の実力行使準備指令を発し、その実施を通じて一人一、〇〇〇円の夏期手当を獲得した。日通、炭労も同じく一時金問題の解決をみた、また電産は新たに労働協約改訂問題で中労委の調停に入った。同じ七月にはまた電産、全鋳、日通がそれぞれ組合大会を開催して賃金改訂要求を決定し、早くも秋季闘

争への胎動が始まっている。

八月の労働争議は小規模のものが多く、大企業は比較的平穏であった。そのため発生争議件数は増加したが、参加人員、損失日数では減少を示している。しかしまだ実力行使には入らないが、賃金値上げ要求を提出している主要組合として、電産、全鉱、日通、炭労、国鉄、専売、および電通、全逓、自治労協、自治労連、日教組、官庁給与共闘、官公労などの公務員組合などが顔を揃えて来た。

こうして秋季闘争が準備され、九月に入るとともに秋季労働攻勢は急速な盛り上がりを見せ始めた、九月上旬のサンフランシスコ会議によって、労組の平和闘争は新たな段階に突入し、また臨時国会提出を予想されたゼネ・スト禁止を含む労働法規改悪に対する反対闘争が加わり、朝鮮戦争下の物価昂騰を背景にした賃金値上げ闘争を軸として、ここに多面的な秋季攻勢が政治的意義を高く帯びつつ展開されて行った。秋季攻勢は総評系の労働法規改悪反対闘争委員会(労闘)と旧全労連系の賃金共同闘争委員会(賃金共闘)の二つが中心となり、一〇月中旬を目標にして進められた。

九月一日九段における日本平和推進国民会議の平和国民大会、全自動車の九・一スト決議、上旬の講和会議後の批准反対(全逓従組大会における平和三原則堅持確認)から、ベース・アップをめぐる全鉱のスト準備指令と炭労のスト宣言、労働協約改訂を有利に導くための電産のスト準備指令等が出され、また日通、全自動車、合成化学その他の各労働組合の要求が次々に提出された。

一〇月に入ると秋季労働攻勢は一段と活発化した、春季攻勢と同じく秋季攻勢の口火を切ったのも炭労であった。炭労は一〇月三日から賃上要求の七二時間ストに突入する体制をかため、実施には至らなかったがこの指令によって秋季闘争全体に大きな影響を与えた。ついで電産はまず労働協約問題について中労委の調停案を拒否してスト強化指令を発し、事務ストを開始して行くとともに二五日には電源ストを敢行した。この問題は中労委の斡旋で二八日調印をみたが、引きつづき賃金、臨時給与、退職金問題をめぐって三一日以降事務スト、一一月五日以降の電源スト準備指令を出すに至った。炭労も団体交渉の進捗しないまま三一日から四八時間スト、一一月五日から七二時間ストの指令を発し、ついに実力行使に突入した。全鉱も賃金問題で古河鉱連が二五日から四八時間ストに入った。全自動車では日産(二四日)、トヨタ(二六、二九日)がそれぞれストを実施した。こうして一〇月の争議は炭労、電産などを中心に賃上げ要求を掲げて各労組が次々と争議行為を実施したため、争議の件数、参加人員ともに増加し、中でも作業停止争議の件数、参加人員、労働損失日数は顕著な増加を示した。

一一月、秋季攻撃は最高潮に達した。炭労は前月からつづいて大手八社が一〇月一三日、一一月一日の両日に亘って四八時間スト、ついで五日から七二時間スト、さらに一〇日第三次ストに入った他九州、常盤、北海道の中小炭鉱もストを実施した。炭鉱労働者二七万人が一斉にストに突入したこの炭労の闘争は、資本家階級に至大な衝撃を与え、また四八年以来はじめての本格的なベース・アップをかちとり、秋季闘争の末尾をかざった。この他、電産および東電労組は同じく賃金問題で一〇月三一日以降怠業に入り、さらに数次にわたる電源ストを実施し、日通も賃金要求に越年資金要求を加えて月末には実力行使指令を発した。その他、平和闘争、労働法規改悪反対闘争については、講和、安保両条約が一一月一八日に国会で承認されたため、再軍備反対、両条約改訂廃棄闘争に転換し、また労働法規闘争は一一月六日総評が一七日時限ストを行うことを決定してのち国会上程が延期されたため次年度へ繰り越されることとなった。こうして一一月の争議は炭労、電産、日通などを中心とする賃金闘争が盛り上がったために五一年において最も活発化し、件数、参加人員とも五一年で最も多く、損失日数は二月についている。

秋季労働攻勢は資本の反動攻勢に積極的に對抗する手段として拡がり、非常に大幅な賃金要求をもって大衆的に地についての闘争が行われ、特殊な少数の組合をのぞきほとんどすべての主要単産が参加し、旧全労連系の全自、全港湾、全造船等も総評の闘争に同調し、国鉄、全逓を初め官業労働者をもこれにまきこんで行き、また賃上げのみならず、附帯要求として各組合にほとんど共通して労働強化反対を掲げていた。この闘争はまた春と異なり、バラバラでなく、少くとも産業別に結集して行われたが、まだ単産相互の連絡統一に大きく欠けていた。そのため多くの組合は要求額を大きく下廻って妥結せざるをえなかったのみならず、実質的には時間の延長を認めたり(東芝)、首切りと引きかえにしたり(東重工)、一時給与金にすりかえられた場合も少くなかった。要するに秋の闘争もまた期待したほどの成果をうることができず、賃金闘争は越年闘争に結びついて翌年の春へ持ち越されたのである。

一二月の争議は越年資金闘争に集中された、新規発生争議の主要要求事項のうち六二%(一六四件)は越年資金要求であった。そのうちとくに大規模なものは全織綿紡部会一七万人の数次に及ぶストライキであった。賃上争議は大部分前月中に妥結され、一二月に繰越された電産と日通はそれぞれ四日と一三日に解決した。この月の争議は越年闘争のため小規模争議が多く、参加人員も比較的少なかったが、地方公務員として合法性の枠をこえ出し、公安条例と政令二〇一号を實力によってふみこえ、京都の統一戦線の結集に大きな役割を果たした一九二二日の京都市電のストや、組合役員の懲戒処分の撤回を要求して因襲的な百貨店の従業員によって激烈に闘われついに組合の勝利に終わった一八一九日の三越ストなどの異彩ある争議が現われたことは特徴的である。

以下主として労働省の「労働争議統計速報」(註)に基き一九五一年の労働争議を統計的に観察分析し、ついで本年度の主要な争議のてん末と意義を第二章において見て行くことにしよう。

(註)労働争議統計資料について

#### 一、統計資料の編集と公表

一八九八年(明治三〇年)以来わが国では内務省警保局が調査を行っていたが公表されなかった。一九二二年(大正十一年)内務省に社会局が新設されるに至って同局がその編集にあたり、翌年から「労働時報」に公表されるようになり、別に非公刊の「労働運動年報」(一九四一年まで刊行、明治三〇年以来の数字を公表)にその詳細を掲載した。その後一九三八年(昭和十三年)一月新設の厚生省労働局(のちに勤労局、労政局)の手に移り、ついで一九四七年(昭和二十二年)九月労働省の設置と共に労政局の所管となり、一九四八年九月以降は同省労働統計調査部に移管されて今日に至っている。現在同部から「労働争議統計速報」(月刊)、「労働統計調査年報」(五〇年)、「労働白書」(毎年)等が出ている。なお同部の「統計から見たわが国の労働争議」(一九五〇年一二月)は従来の数字を集めており、非常に有益である。

#### 二、調査方法

労働関係調整法によれば、争議行為が発生したときは、その当事者はただちにその旨を労働委員会又は都道府県知事(船員法の適用を受ける船員については海運局長)に届け出なければならない規定になっているが、争議発生前の状況および発生後の経過解決状況等を調査し、労働省に報告書を提出する事務は主として各都道府県の労政課が担当し、その集計、報告書内容の規正又は争議発生当事者への照合は労働統計調査部が担当している。都道府県等からの報告もれ追加報告は一九五〇年一月以降報告のあった月毎に元の数字を修正することになった(従来は無修正)。なお争議統計は争議当事者たる使用者側と労働者側の両方から調査しているが、両者に見解の相違があれば調査担当者の公平な判断によって定めるべきだとされている。

#### 三、調査単位

独立の工場事業所を単位として調査する。したがって共同争議や労働組合連合団体

の争議も各独立した工場事業所毎に調査する、従来この調査単位は、企業単位、組合単位、事業所単位が混用されていたが、最近の改正(昭二五・四・二八、労働省統発第六号)によってすべて事業所単位に統一した。しかし集計単位としては労働組合連合体の争議、一企業系統の争議、共同争議等の場合はいずれも一件の争議として集計することは従前と変わりなくしたが争議件数は必ずしも事業所単位には一致しない。ただ府縣別分布の集計に際しては各都道府縣の事業所毎に集計する(「統計からみたわが国の労働争議」による)。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---